

広島農政事務所交渉（全農林労働組合中国四国地方本部広島農政分会）

議 事 要 旨

1. 開催日時：平成22年6月24日（木）18：05～18：30
2. 場 所：広島農政事務所第一会議室
3. 出席者：

中国四国農政局広島農政事務所	稲谷 久雄	所長
同	計良 秀美	次長
同	丸川 育徳	総務課長
同	近森 卓幸	広島統計・情報センター長
同	田和瀬和久	総務課課長補佐
同	船越 淳一	広島統計・情報センター次長
同	岡崎 勝樹	総務課職員係長
全農林労働組合中国四国地方本部広島農政分会		
	権田 浩	委員長
同	大掛 智志	書記長
同	栗栖 隆文	財政部長
同	阿武 賢治	執行委員
同	田畑 大介	執行委員

4. 議 題：

全農林労働組合中国四国地方本部広島農政分会提出 別添「要求書」

5. 議事概要

丸川総務課長：

全農林労働組合中国四国地方本部広島農政分会から提出された要求第2号についての（2）、5の（2）は「要望事項」として、その他の事項は広島農政事務所内の課題として整理することで「要求事項」として承るとして整理した。それを前提として交渉を始めます。

それでは、要求内容及びその趣旨について組合から説明をお願いします。

権田委員長：本日は、広島農政事務所長、同広島統計・情報センター長並びに地域第3課長に対する要求第2号を内容が同一であるため、一括して提出します。

今回の要求は、第24回地本委員会での論議を踏まえ、当面する職場段階における課題を整理し、要求事項として取りまとめました。特に農林水産省改革の具体化により、組合員の将来に対する不安は増大しています。今年度から新たな農政が展開されておりますが、中央・地方が一体となった農林水産行政の充実と私たちの雇用・労働条件確保の観点から、下記要求事項の解決に向け特段の努力を強く要請します。

大掛書記長：要求内容について項目ごとに説明します。

(以下、各項目ごとに説明)

どの課題も組合員の切実な課題であり、各職場の環境整備等をしていただければ改善や防げる課題も多いのではと考えますので、特段の努力をお願いします。

稲谷所長：要求第2号につきまして、一括して回答します。

1 超過勤務縮減にかかる課題について

事前命令の徹底、実効ある超過勤務縮減対策の策定のための、超過勤務縮減委員会の機能化を図り、超過勤務の縮減をすること。

また、超過勤務手当について予算要求に万全を期し全額支給すること。

- 超過勤務縮減の課題については、要求第1号に対し、一定の回答をしたところでありますので、その後の取り組み状況等を中心に申し上げます。

前回は申し上げましたが、超過勤務については業務を遂行する上で必要なものでありますが、超過勤務縮減については常々問題意識をもっており、職員の健康保持及び健全な家庭生活並びに事務能率向上の観点等から、不要不急の超過勤務を行うことがないように超過勤務命令は最小限にとどめることが重要であると考えています。

- 広島農政事務所における超過勤務の縮減を中心とする労働時間短縮については、これまで、本所、地域課及び統計・情報センターのそれぞれの職場で推進してきたところですが、本年度から、全職場が一体となって取り組むこととし、各職場からの意見も踏まえ、本年6月から広島農政事務所における労働時間短縮対策を具体的に推進しているところと

ころです。
その中で、特に「計画的な業務運営」「事前命令の徹底」「定時退庁日の取り組み」「健康管理」など、取り組む課題を明確にしたところと

ころです。
また、本年度から全職場が一体となって超過勤務縮減に取り組むため超過勤務縮減委員会の見直しを行ったところであり、具体的な取り組み方針を検討することとしています。

なお、人事評価における広島農政事務所の組織の目標の中にも業務運営の効率化と超過勤務縮減を掲げています。

- 超過勤務手当は、超過勤務命令に従って行われる超過勤務に対して手当が支払われることになっています。

2 新たな人事評価制度について

(1) 広島農政事務所の人材育成・能力開発に資する制度となるよう、期首・期末面談に当たっては、被評価者に対する指導・助言を丁寧に行うとともに、日常においてもコミュニケーションを図ること。

(2) 組合員が納得できる新人事評価制度とするため、評価結果の活用方法を周知すること。

- 評価者と被評価者の面談によるコミュニケーションについては、組織内の意識の共有化や業務改善等に結びつけていくことが重要と考えています。

被評価者に対する指導・助言を行うに当たっては、被評価者の主体的な能力開発や業務遂行等の取り組みを促す観点から、個別の項目、目標ごとにコメントするなど可能な限りきめ細かな指導・助言を行うよう評価者に周知しています。また、評価者研修については、管理者向けに評価制度について、可能な限り分かりやすく解説し、評価制度の周知に努めています。

また、制度官庁研修に参加し評価能力の研鑽に努めています。

- (2) については管理運営事項であり要望事項として承ります。

3 男女平等の公務職場の実現について

(1) 育児休業及び育児のための短時間勤務の男性取得の促進を図るため、育児休暇等が取りやすい職場環境の整備に努めること。

(2) 広島農政事務所におけるセクシャルハラスメント、パワーハラスメント防止策を徹底するとともに、相談員制度の機能化を図ること。

- 育児休業等については、男女とも取得しやすい勤務環境の実現に取り組みます。
なお、具体的な条件の整備については個々のケースに対応した環境整備等を行います。

- セクシャルハラスメント等について

① セクシャルハラスメント

昨年7月には、セクシャルハラスメント防止に関する資料を全職員に送信し、周知しました。

毎年12月上旬の国家公務員セクシャルハラスメント防止週間に合わせて広島農政事務所の方針を出し、職員への周知、自己チェックなどの取り組みを行っています。

② パワーハラスメント

パワーハラスメントについては、平成22年1月に各管理職に対し人事院が作成した「パワーハラスメントを起こさないための注意すべき言動例」について周知したところです。今後一層の周知徹底を行います。

- ③ 相談員制度については、職員が活用しやすいよう制度等の周知を図ります。

4 福利厚生施策の充実について

広島農政事務所においてメンタルヘルスに不安・問題を抱える職員が増加していることから、使用者側の体制整備や予算の確保に努め、必要な心の健康診断やカウンセリング等の着実な実施や復職支援施策の拡充・強化を図ること。

- 広島農政事務所内にメンタルヘルス問題を抱える職員が増加していることは認識して

おり、きめ細かな対応が特に重要と考えています。

具体的には、

- ① メンタルヘルスについては、平成22年2月18日に広島合同庁舎において「職場におけるメンタルヘルス」をテーマに外部講師による講話（希望者21人参加）を実施しました。本年度も健康安全協議会の中で講話等の実施について検討を行います。
- ② また、管理監督者については、局主催の「メンタルヘルス講演会」（昨年7月21日、今年は未定）並びに総務省主催の「管理監督者のためのメンタルヘルスセミナー」（6月29日）などに参加し、管理職全体の体制整備に努めます。
- ③ メンタルヘルス問題を抱える職員に対しては、これまでの農林水産省共済組合による事業「メンタルヘルスカウンセリング」、人事院の「こころの健康相談室」に加え、本年4月から農林水産省職員のメンタルヘルス対策として精神科医支援プログラムの心理カウンセラーの面談が可能となりました。対象は職員本人、上司、人事担当者、健康管理担当者となっています。
なお、職員が利用しやすいよう広島農政事務所掲示板に掲載しています。
- ④ 復職にあたっては、個々のケースに対応した職場環境の整備や管理職の目配り等、きめ細かな対応をします。
- ⑤ 上記の①～④までを効果的に実施するとともに、上司は職員が一人で問題を抱え込まないように目配りや業務調整等の具体的な対応を行います。

5 その他の課題について

- (1) 今後の農政事務所の広域化に対応する為、職員が官用車出張を行う際、時間的、体力的な負担を軽減し、安全性の確保の観点から高速道路等の予算を確保すること。
- (2) 勤務条件に係る重要な事項は、ノーツ掲示板に掲載するだけでなく、当局が責任をもって説明を行うこと。

- 各管理職が業務内容、コスト面等から必要性を判断し「高速道路・有料道路利用申請書」に利用区間等と合わせて使用理由を記入し、使用していただいているところです。
管轄区域の広域化に対しては、高速道路の活用等の検討を行い、効率的な業務運営を検討します。必要な予算確保については要望として承ります。
- (2) については、管理運営事項であり、要望事項として承ります。

大掛書記長：メンタルに問題をかかえ休職者が増えています。組合員も休職者が職場に復職しやすい環境をつくることが重要と考えていますので、管理者としても環境整備に努力していただきたい。

稲谷所長：休職者の復職については、復帰しやすい環境づくりなどきめ細かな対応を行ってまいりたい。

近森センター長：職場内に短時間勤務制度を活用している男性職員がいますが、業務等に

において配慮をして対応しています。

超過勤務の縮減については、センター職員個々が計画的な業務運営に取り組んでいるので、効果を上げています。今後の業務の繁忙期については、センター全体で対応して調整します。高速道路利用については、効率的な業務運営にもつながると思慮していますので積極的に推進しています。

権田委員長：要望事項となっている事項を含め、どの要求項目も重要であり、諸課題の解決に向けご尽力願いたい。

(以上)

09全農林中四国広島農政要求第2号
2010年6月24日

中国四国農政局広島農政事務所
所長 稲谷 久雄 殿

全農林労働組合中国四国地方本部
広島農政分会委員長 権田 浩



要 求 書

私たちは、第24回地本委員会での議論を踏まえ、当面する職場段階における課題を整理し、要求事項として下記のとおり取りまとめました。

特に、農林水産省改革の具体化により、事務・事業、組織の抜本的見直しが進められており、組合員の将来に対する不安は増大しています。

また、今年度から新たな農政が展開されておりますが、食料自給率の向上や食の安全・安心、環境問題に配慮した食料・農業・農村政策の推進と中央・地方が一体となった農林水産行政の推進がますます重要となっております。

については、農林水産行政の充実と私たちの雇用・労働条件確保の観点から、下記要求事項の解決に向け特段の努力をされるよう強く要求します。

記

1. 超過勤務縮減にかかる課題について

(1) 事前命令の徹底、実効ある超過勤務縮減対策の策定のための、超勤縮減対策委員会の機能化を図り、超過勤務の縮減をすること。

また、超過勤務手当について予算要求に万全を期し全額支給すること。

2. 新たな人事評価制度について

(1) 広島農政事務所の人材育成・能力開発に資する制度となるよう、期首・期末面談にあたっては、被評価者に対する指導・助言を丁寧に行うとともに、日常においてもコミュニケーションを図ること。

(2) 組合員が納得できる新人事評価制度とするため、評価結果の活用方法を周知すること。

3. 男女平等の公務職場の実現について

(1) 育児休業及び育児のための短時間勤務の男性取得の促進を図るため、育児休暇

等が取りやすい職場環境の整備に努めること。

- (2) 広島農政事務所におけるセクシャルハラスメント、パワーハラスメント防止策を徹底するとともに、相談員制度の機能化を図ること。

4. 福利厚生施策の充実について

- (1) 広島農政事務所においてメンタルヘルスに不安・問題を抱える職員が増加していることから、使用者側の体制整備や予算の確保に努め、必要な心の健康診断やカウンセリング等の着実な実施や復職支援施策の拡充・強化を図ること。

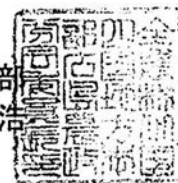
5. その他の課題について

- (1) 今後の、農政事務所の広域化に対応する為、職員が官用車出張を行う際、時間的、体力的な負担を軽減し、安全性の確保の観点から高速道路等の予算を確保すること。
- (2) 勤務条件に係る重要な事項は、ノーツ掲示板に掲載するだけでなく、当局が責任をもって説明を行うこと。

以 上

中国四国農政局広島農政事務所
広島統計・情報センター長 近森 卓幸 殿

全農林労働組合中国四国地方本部
広島農政分会委員長 権田 浩



要 求 書

私たちは、第24回地本委員会での議論を踏まえ、当面する職場段階における課題を整理し、要求事項として下記のとおり取りまとめました。

特に、農林水産省改革の具体化により、事務・事業、組織の抜本的見直しが進められており、組合員の将来に対する不安は増大しています。

また、今年度から新たな農政が展開されておりますが、食料自給率の向上や食の安全・安心、環境問題に配慮した食料・農業・農村政策の推進と中央・地方が一体となった農林水産行政の推進がますます重要となっております。

については、農林水産行政の充実と私たちの雇用・労働条件確保の観点から、下記要求事項の解決に向け特段の努力をされるよう強く要求します。

記

1. 超過勤務縮減にかかる課題について

(1) 事前命令の徹底、実効ある超過勤務縮減対策の策定のための、超勤縮減対策委員会の機能化を図り、超過勤務の縮減をすること。

また、超過勤務手当について予算要求に万全を期し全額支給すること。

2. 新たな人事評価制度について

(1) 広島統計・情報センターの人材育成・能力開発に資する制度となるよう、期首・期末面談にあたっては、被評価者に対する指導・助言を丁寧に行うとともに、日常においてもコミュニケーションを図ること。

(2) 組合員が納得できる新人事評価制度とするため、評価結果の活用方法を周知すること。

3. 男女平等の公務職場の実現について

(1) 育児休業及び育児のための短時間勤務の男性取得の促進を図るため、育児休暇

等が取りやすい職場環境の整備に努めること。

- (2) 広島統計・情報センターにおけるセクシャルハラスメント、パワーハラスメント防止策を徹底するとともに、相談員制度の機能化を図ること。

4. 福利厚生施策の充実について

- (1) 広島統計・情報センターにおいてメンタルヘルスに不安・問題を抱える職員が増加していることから、使用者側の体制整備や予算の確保に努め、必要な心の健康診断やカウンセリング等の着実な実施や復職支援施策の拡充・強化を図ること。

5. その他の課題について

- (1) 今後の、農政事務所の広域化に対応する為、職員が官用車出張を行う際、時間的、体力的な負担を軽減し、安全性の確保の観点から高速道路等の予算を確保すること。
- (2) 勤務条件に係る重要な事項は、ノーツ掲示板に掲載するだけでなく、当局が責任をもって説明を行うこと。

以 上

09全農林中四国広島農政要求第2号
2010年6月24日

中国四国農政局広島農政事務所
地域第三課長 葛原 渉 殿

全農林労働組合中国四国地方本部
広島農政分会委員長 権田 浩



要 求 書

私たちは、第24回地本委員会での議論を踏まえ、当面する職場段階における課題を整理し、要求事項として下記のとおり取りまとめました。

特に、農林水産省改革の具体化により、事務・事業、組織の抜本的見直しが進められており、組合員の将来に対する不安は増大しています。

また、今年度から新たな農政が展開されておりますが、食料自給率の向上や食の安全・安心、環境問題に配慮した食料・農業・農村政策の推進と中央・地方が一体となった農林水産行政の推進がますます重要となっております。

については、農林水産行政の充実と私たちの雇用・労働条件確保の観点から、下記要求事項の解決に向け特段の努力をされるよう強く要求します。

記

1. 超過勤務縮減にかかる課題について

(1) 事前命令の徹底、実効ある超過勤務縮減対策の策定のための、超勤縮減対策委員会の機能化を図り、超過勤務の縮減をすること。

また、超過勤務手当について予算要求に万全を期し全額支給すること。

2. 新たな人事評価制度について

(1) 広島農政事務所地域第三課の人材育成・能力開発に資する制度となるよう、期首・期末面談にあたっては、被評価者に対する指導・助言を丁寧に行うとともに、日常においてもコミュニケーションを図ること。

(2) 組合員が納得できる新人事評価制度とするため、評価結果の活用方法を周知すること。

3. 男女平等の公務職場の実現について

(1) 育児休業及び育児のための短時間勤務の男性取得の促進を図るため、育児休暇

等が取りやすい職場環境の整備に努めること。

- (2) 広島農政事務所地域第三課におけるセクシャルハラスメント、パワーハラスメント防止策を徹底するとともに、相談員制度の機能化を図ること。

4. 福利厚生施策の充実について

- (1) 広島農政事務所地域第三課においてメンタルヘルスに不安・問題を抱える職員が増加していることから、使用者側の体制整備や予算の確保に努め、必要な心の健康診断やカウンセリング等の着実な実施や復職支援施策の拡充・強化を図ること。

5. その他の課題について

- (1) 今後の、農政事務所の広域化に対応する為、職員が官用車出張を行う際、時間的、体力的な負担を軽減し、安全性の確保の観点から高速道路等の予算を確保すること。
- (2) 勤務条件に係る重要な事項は、ノーツ掲示板に掲載するだけでなく、当局が責任をもって説明を行うこと。

以 上